

平成20年度 第1回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成20年6月23日（月） 15時35分～17時55分

2. 場 所 鹿屋体育大学 大学院棟2階「演習室Ⅳ」
国立スポーツ科学センター 4階「テレビ会議室」

3. 出 席 者

学外委員 上治、岡崎、加賀谷、仮屋、西田の各委員

学内委員 芝山、井上、松下、児玉、尾熊の各委員

4. 列 席 者

飯田監事、富岡監事、齋藤学長補佐、吉武学長補佐、西菌学長補佐、
志村附属図書館長

5. 内 容

1) 開 会

議事に入る前に、学長から、4月1日に就任した飯田監事、富岡監事の紹介及び事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成19年度第4回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

(1) 国立大学法人（中期目標期間の評価）に関する実績報告書について

井上委員から配付資料に基づき、今年度は、平成19事業年度に係る年度評価に加え中期目標期間（平成16～21事業年度）のうち4年間（平成16～19事業年度）について評価を受けることとなっている。内容として「業務運営・財務内容等の状況」については、「進捗状況」について4段階で自己評価することとなっており、「上回って実施している」と評価した項目数が中期計画で4カ所、年度計画で6カ所、「十分に実施している」と評価した項目数が中期計画で52カ所、年度計画で48カ所、「十分には実施していない」及び「実施していない」は該当なしと自己評価した。また、「教育研究等の質の向上の状況」の評価については、国立大学法人評価委員会から大学評価・学位授与機構に付託され、その結果が尊重されることとなっているとの説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、本実績報告書の外、教育研究に関する実績報告書（中期目標の達成状況報告書及び学部・研究科等の現況調査票）を別途提出する必要があるが、教育研究に関する事項であるため教育研究評議会でも審議することとしていること。また、今後のスケジュールとしては、6月30日までに本実績報告書を文部科学省へ提出、7月下旬に国立大学法人評価委員会のヒアリング、9月に平成19事業年度に係る年度評価の決定、11月に大学評価・学位授与機構の訪問調査、3月に中期目標期間に係る国立大学法人評価委員会の評価結果の通知が予定されているとの補足説明があった。

(2) 平成 19 事業年度に係る財務諸表等について

尾熊委員から配付資料に基づき、貸借対照表、損益計算書の内容及び当期純利益の概要について説明があり、当期純利益である 88,183 千円の生じた主な原因については、人件費及び管理的経費の抑制により生じたもので、今後、文部科学大臣に対して目的積立金としての承認手続きをとることとし、また、当該財務諸表等についてはすでに会計監査人の監査を受けているとの説明が行われ、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 約 1 億 1 千万円の教育研究機器を購入したとのことだが、何を購入したのか。
- 附属図書館専用電子計算機システム、ビデオ会議システム、多チャンネル赤外線酸素モニタ等の機器を購入した。
- 資料 3-3 の P14 に「酸素カプセル等の機器を備えた」とあるが、最近日本ドーピング委員会において、低酸素及び高酸素に関する機器を使用することが血中のヘモグロビン量を変化させるため「ドーピング」の対象とするといった見解がでていますが、どのように対応するつもりか。
- 本学でも把握しており、違反にならない形で利用するよう検討する予定である。
- 当該機器等の使用によるヘモグロビン量の増減等の影響については、はっきりした科学的根拠が示されていないのではないか。
- 上治委員の指摘は、酸素の吸入自体の人体に対する影響が不明であり、今後、ドーピングに匹敵する行為として取り締まられる可能性が高く、当該機器等の使用については日本ドーピング委員会と連携し、学生が競技会に出場できない状況が生じないよう対策をとる必要があるとのことである。
- 競技会々場等へ持ち込み、使用しないよう本学学生に対し注意を促し、指導しているところである。今後は、日本ドーピング委員会と連携し、適切に対処していく。
- ヘモグロビン量は増えなくとも、ヘモグロビンの酸素飽和度が高くなる可能性があるため、人体に影響を及ぼすことも考えられる。
- 今後、大学としては倫理的な問題も含めて適切に対処していただきたい。
- キャッシュフロー計算書の期末残高が 488,707 千円とあるが、これらのうち一部を定期預金等に預け、金利を稼ぐことができるのではないか。
- 常に 488,707 千円が現金としてあるわけではなく、未払い金等の支払いに充てる必要があること。また、ペイオフの関係で運用上のリスクを避けるため決済性預金に預けている。
- キャッシュフローについては、定期預金等に馴染まず、常に運転資金として必要な現金又は普通預金として持っていなければならないキャッシュの額を明らかにするものであると認識している。
- 内容は分かったが、厳しい予算状況であるので、短期の定期預金に預ける等の工夫により少しでも金利を稼ぐ必要があるのではないか。
- 今後検討したい。

(3) 平成 21 年度鹿屋体育大学収入・支出概算要求について

尾熊委員から配付資料に基づき、運営費交付金対象事業経費、施設整備費補助金対象事業、受託事業等の概要及び新規要求事項について説明が行われ、また、各委員にはその旨を事前にお知らせしたところであるが、本要求書については 6 月 19

日（木）までに文部科学省へ提出しているため事後審議になるとの説明が行われ、審議の結果、以下の質疑が行われた後、原案のとおり了承された。

- 空調設備について、今まで集中で行っていたものを個別空調にするのか。
- 3年間の計画で省エネ型の個別空調にする予定であり、これにより電気代等の節約になる。
- 特別教育研究経費には人件費が計上されているが、これは運営費交付金対象事業に計上されている人件費に含まれるのか。それともこれらの事業に別途人件費が措置されるのか。
- 全く別に措置されるものである。特別教育研究経費の人件費は、当該教育研究等のために雇用するアルバイトや非常勤職員等の人件費であり、常勤の教職員の人件費は含まれない。
- 概算要求で特別教育研究経費のような経費を獲得することにより、運営費交付金の減少や人件費削減に対して必要な人件費を獲得し、バランスをとることができるということか。
- ご指摘のとおりである。また、こういった経費で雇用するアルバイト等の非常勤職員の人件費については、人件費削減の対象とはなっていない。

4) 報告事項

(1) 平成 20 年事業年度における会計監査人の選任について

事務局（財務課長）から配付資料に基づき、文部科学大臣に会計監査人候補者として監査法人トーマツを推薦していたが、このたび、平成 20 年 6 月 5 日付けで文部科学省から当該監査法人を会計監査人として選任した旨の通知があったとの報告が行われた。

(2) 平成 20 年度重点プロジェクト事業経費について

事務局（財務課長）から配付資料に基づき、本学の中期目標・中期計画及び年度計画の達成のため、大学として重点的に取り組む事項を学内で公募し、学長裁量の下、T A S S プロジェクト、P A L S プロジェクト等の事業経費について採択を行ったとの報告があり、委員から以下の意見があった。

- 資料 6 の P3「共同利用設備」の「ヨット（国際 470 級艇）」について、「ヨット」は種別であり、競技としては「セーリング」が正しい表記であるため、「セーリング（国際 470 級艇）」と表記すべきではないか。
- ご発言のとおり訂正する。
- 重点プロジェクト事業経費の申請について重複制限はしなかったのか。また、採択しなかったものがあるのか。
- 重複制限は特にしていない。
- 採択にあたっては、学長を始めとした執行部がヒアリングを実施し、今年度からは点数方式を採用して、これを参考に学長が採択の可否を決定した。その結果、採択とならなかったものもある。

(3) 大学機関別認証評価結果について

事務局（企画・評価室長）から配付資料に基づき、平成 19 年度に受審した大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価について、平成 20 年 3 月に大学評価基準を満たしているとの通知があり、認定証の交付を受けたとの報告が行われた。なお、委員から以下の質疑があった。

- リサーチアシスタント（ＲＡ）を活用しているのか。
- 昨年度１名雇用し、今年度は２名の予定である。
- 大学院の定員超過について今まで対策はとっていなかったのか。
- 今年度の入学者から、定員とほぼ同数を入学させている。
- 学部定員について１１０％を超えると運営費交付金が減額される仕組みとなっている。なお、今年度は経過措置で１３０％以内となっている。

(4) 平成 20 年度科学研究費補助金申請状況について

事務局（学術図書情報課長）から配付資料に基づき、平成 21 年度の科学研究費補助金の申請状況について報告が行われ、金額、件数とも順調に伸びているとの報告が行われた。なお、委員から以下の質疑があった。

- 概算要求及び重点プロジェクト事業経費との関連で質問したいのだが、次期学長の構想や事業等を実現するため、今年度予算において別途予算措置を行うことを考えているのか。
- 次期学長のための研究予算及び重点プロジェクト経費（学長裁量経費）について、別枠で予算を確保している。

(5) 国立大学法人鹿屋体育大学における地球温暖化対策に関する実施計画について

事務局（施設マネジメント課長）から配付資料に基づき、本実施計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「グリーン購入の推進・リサイクル活動・省資源対策」、「省エネルギーの推進」、「省エネルギーの推進・ゴミの減量及び適正管理」、「啓発活動・教育」について定めたもので、学内の推進体制を整備し、年１％以上の削減を平成 20～24 年度に実施する計画であるとの報告が行われた。

5) 学長のリーダーシップのより一層の発揮について

井上委員から配付資料に基づき説明があり、次期学長の就任に当たり、学長主導による運営体制を確保するため「学長主導の運営に即したサポート体制の確保」、「学長主導の企画事項に対応した学内の役割分担の明確化」、「理事及び学長補佐の職務分担の変更の検討」、「今後の理事任命手続きの簡素化」及び「国立大学法人鹿屋体育大学理事選考規則」の一部改正案等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

6) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

井上委員から第 2 期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分に関する「見直しの方向性」について、松下委員から平成 20 年度入学者選抜試験の結果等及び平成 19 年度卒業・修了者の就職状況についてそれぞれ報告が行われた後、西園学長補佐から平成 20 年 3 月から 5 月までの学生の競技成績及び北京オリンピック出場についてそれぞれ配付資料に基づき報告があった。なお、委員から以下の質疑があった。

- 派遣標準記録に及ばなかった柴田亜衣選手の子 400m 自由形出場について、正式なエントリーの通知があったのか。
- 正式な通知があったかどうかは確認していない。

7) その他

(1) 自転車競技部のスポンサーについて

西園学長補佐より、前回の経営協議会における質問に対する回答として、当該焼酎メーカーは地元の代表的な地場産業であり、また、(財)鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団を通じて本学学生に対し支援を受けているため、ユニホームへのロゴ導入を大学としては認めているとの説明があった。なお、委員から以下の質疑があった。

- 地元密着ということで、学長がそのように判断されているのなら仕方がない部分もあるが、アルコールメーカーのスポンサーについては、課題になるのではないか。
- 大学の姿勢として、未成年者にはアルコールメーカーのロゴを付けさせないことで、社会にアピールできるのではないか。

(2) 競泳の水着問題について

西園学長補佐から、最近話題となった競泳の水着問題について、今後の対応の参考にするため教示願いたいとの質問があり、委員から以下の意見があった。

- 水着問題については、どのメーカーの水着を着用しても良い、つまりオープン化になったが、スピード社の水着については締め付けが強く、200m以上の長距離種目については適応していない等の問題もあり、柴田選手の着用する水着もまだ正式には決まっていないようである。このままだと、選手がどのメーカーの水着を着用するかについては、エントリー直前まで決まらないと思われる。

(3) 理事の選任について

芝山議長から平成20年7月31日付けで任期満了となる理事の後任の人選にあたって、国立大学法人鹿屋体育大学理事選考規則の規定により、予め経営協議会の意見を聴くこととなっている旨の説明があった。本件については、後日、各委員には個別に意見を聴くことが提案され、確認の結果、了承された。